

いじめ防止対策におけるガイドライン

はじめに

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を傷つけるものであり、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものです。

そのため、学校は生徒にとって、周囲の友人や教職員との信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒が主体的に授業や学校行事に参加・活躍できるような学校づくりを行うことが、いじめを未然に防ぐことが基本だと考えます。本校では、生徒が互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚や自信を身に付けることができるよう、生徒一人ひとりを大切にする学校づくりを教職員全員で推進します。

また、成長途上の生徒が今後、様々な体験活動等を通して人間的に成長できる取り組みの充実を図ります。

1. いじめの定義は

【いじめ防止対策推進法第2条】

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文科省 2017 改正「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

2. いじめ問題に関する取り組み

(1) 未然防止策

いじめ問題においては、「いじめはおこらない。」「いじめをおこさせない。」、未然防止が最重要であり、「いじめはどこでも起こり得る。」という意識を全教職員が認識し、生徒同士が良好な人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめのない学校生活づくり」に取り組んでいきます。

(2) 「居場所づくり」や「絆」をつくる取り組み

生徒の教職員との良好な人間関係を構築し、生徒の信頼に応える教師となるように努力します。教職員の情報を共有し生徒の変化に対応できる体制をつくります。また、道徳教育、人権教育など命や人権を尊重し豊かな心を育てる授業を行っていきます。

3. 重大事態とは

1. いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
2. いじめによる当該学校に在籍する児童等が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、次の対処を行います。

- (1) 重大事態が発生した旨を、学校の設置者に報告する。
- (2) 学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

4. いじめ対策委員会について

いじめは未然防止への取組が最重要ですが、万が一、暴力行為や不登校等、いじめと思われる事象が生じた場合、それが重大事態か否かを速やかに判断するために学校設置者の指示の下、「いじめ対策委員会」を設置いたします。また、それと同時にいじめの対象となっている生徒の心身の安全の確保や保護を行い、いじめの早期解決にむけた取組を行います。

また、いじめ対策委員会が重大事態と判断した場合、生徒課主任とスクールカウンセラーを中心とした「調査委員会」を設置し、重大事態への事実関係や事態の確認、調査を行います。

なお、いじめ対策委員会及び調査委員会の組織は以下のとおりとします。

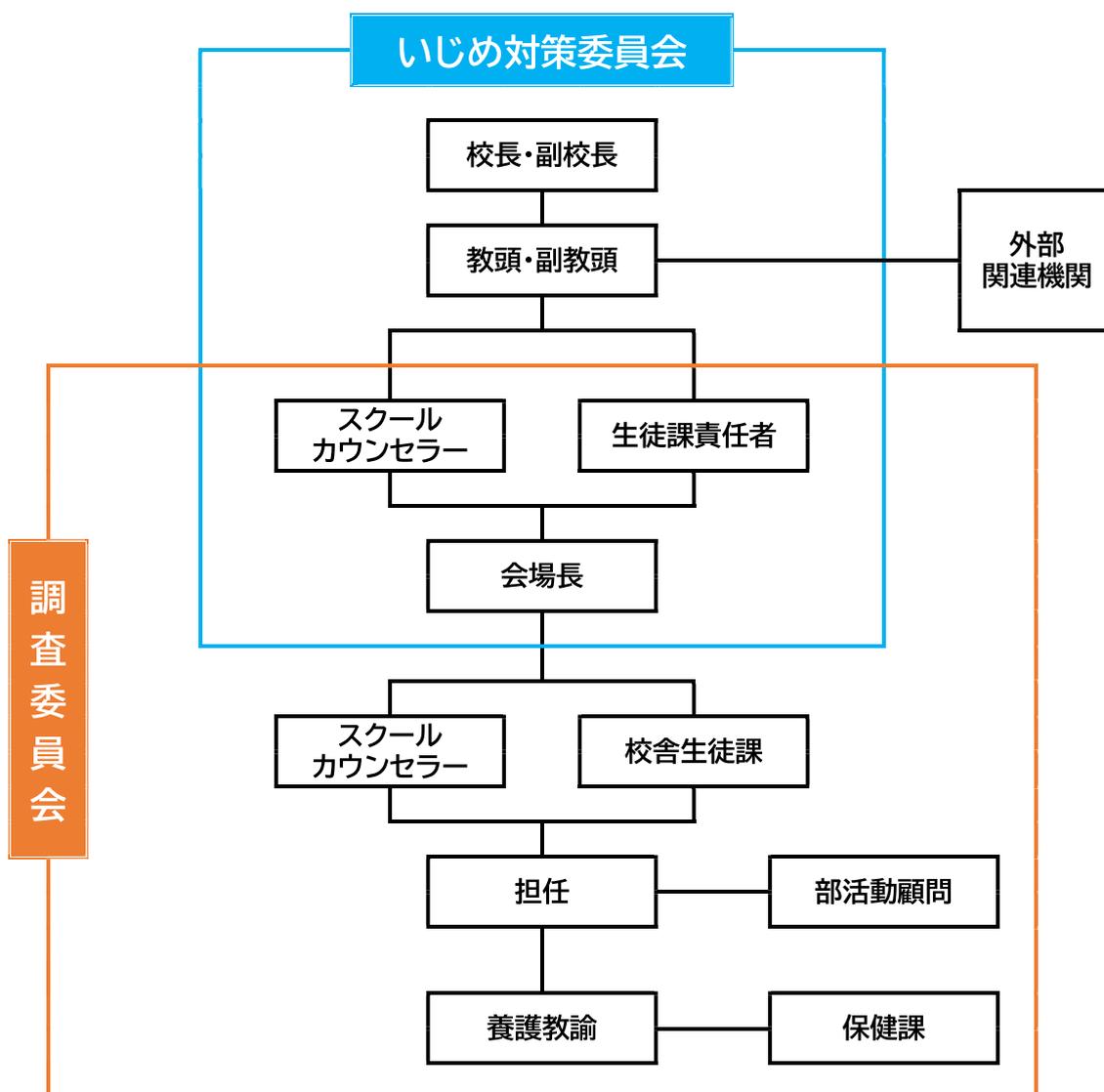


図1. いじめ対策委員会及び調査委員会の組織

いじめ対策委員会の中で、いじめの被害者・加害者への対応・対策が必要と判断された場合は、「指導・支援チーム」を設置して被害者へのケア、保護者との連携、加害者への指導及び支援、保護者との対応、連携を行います。また、クラス・部活動の関係生徒へのケアや支援も対処いたします。

なお、外部関連機関との連携も行っています。

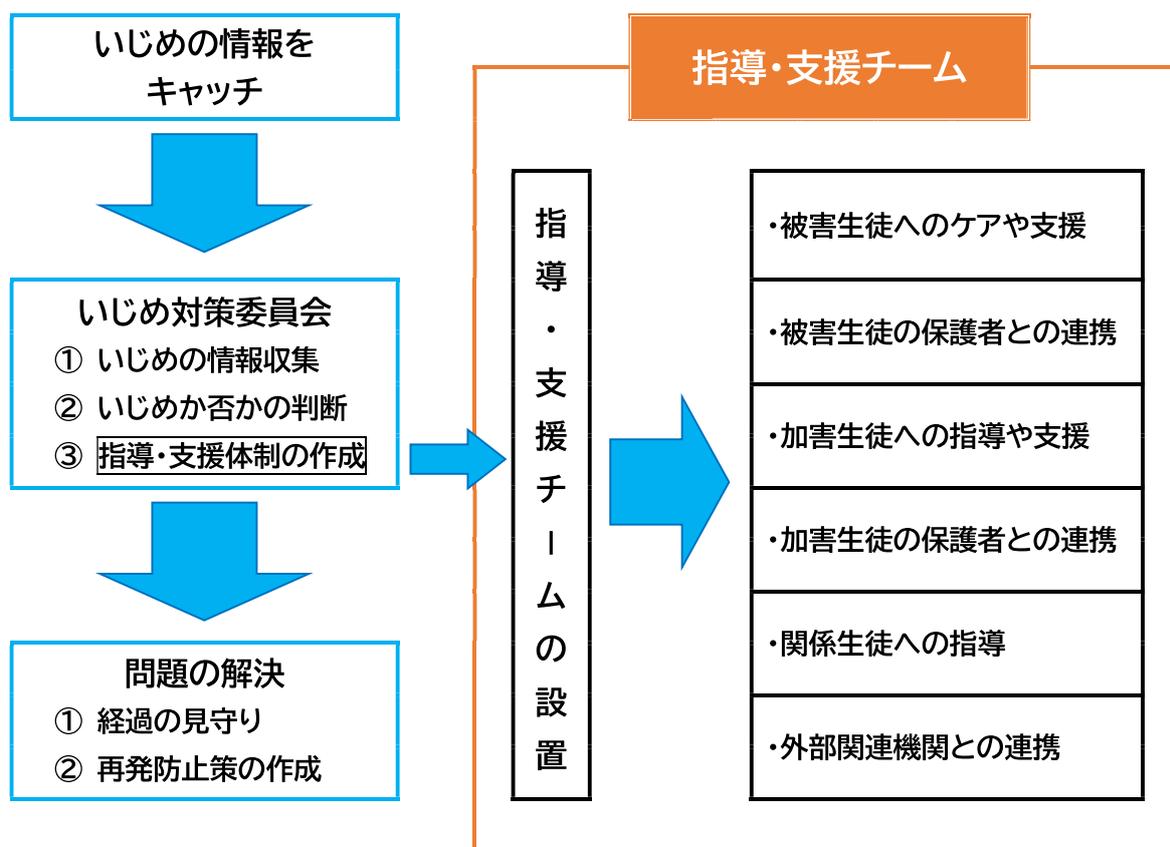


図2. いじめ発生後における対応と指導・支援体制チームの役割

5. ネット上のいじめ対応（重大事態の場合）

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所の確認をし、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、調査委員会において関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じます。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努めます。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、関係関連部署及び外部機関と連携をとり対処します。
- (3) 情報モラル教育を推進するため、「情報Ⅰ」の授業等において、情報リテラシー等のソーシャルメディアについて基本的な知識を学習します。また、外部有識者から必要な知識・能力を学習する機会を設けると同時に、情報倫理についてもより一層手厚く指導していきます。

重大事態対応フロー

